

仕様書

1 業務名

令和8年度先端技術産学連携創出支援事業に関する委託業務
(イノベーション創出人材育成事業)

2 目的

先端技術の著しい進歩や、想定を上回るスピードで進む人口減少は、企業の従来の成長モデルやビジネスモデルを変えていく。

こうした状況のもと、今後、県内企業が持続的に成長し、もって県経済の発展に寄与するには、従来の活動に加え、イノベーション（※1）を起こしていくことが求められる。

そのためには、変化していく市場と進化する技術を分析し、自社が有する技術や強みを理解した上で、外部のソリューションを取り入れ、繋がり、そして、ビジネス化に向けた戦略的な手順を検討することができる能力を身につけることが必要かつ急務である。

本事業は、こうした課題意識のもと、県内企業の将来を担うイノベーション創出人材の育成支援を行うものである。

※1 本事業におけるイノベーションの定義

県内企業が従来の事業（製品・サービス・領域）にとらわれない、新たな収益の柱となりうる事業や社会課題解決に資する技術やサービスの開発

3 事業内容

県内企業の中堅・若手職員を対象とした、イノベーション創出人材育成プログラムの企画及び運営。

(1) 参加企業の募集

本事業に参加する県内企業の募集を行う。

なお、募集にあたっては、以下を準拠すること。

ア 県内企業の参加条件

- ① 大分県内に事業所を有する中小企業であること。
- ② 2名以上で参加可能であること。
- ③ 参加者は、おおむね入社5年以上を経過した職員であること。

なお、中途採用職員など、前述と同等以上の知識・経験を有すると見込まれる職員についても対象とすることができる。

イ 参加企業数

4社程度

※ 4社以上の申込みがあった場合は、申込企業へのヒアリング等を実施し、当該内容を踏まえた上、県と協議し参加企業の決定を行うこと。

ウ 募集方法

募集ページやチラシ作成を行うなど、県内企業に広く周知すること。

※ 募集ページについては、県が所有する公式サイト上に作成することも可能

(2) イノベーション人材育成プログラムの企画・運営

イノベーション創出人材の育成に向けた、以下を含むプログラムの企画及び運営。

ア イノベーション創出に必要な知識・スキルの習得に向けた講座の実施

(講座内容)

- ① イノベーションに関する理解促進・知識習得
- ② イノベーション創出に必要なスキルの習得
- ③ イノベーション創出人材との交流

(活動目標)

・講座開催回数 3回以上

イ イノベーション創出に関する支援等

本事業内でのイノベーション創出を目指し、参加企業に新規事業検討・計画作成を促すとともに、当該に関する各種支援を行うこと。

なお、多角的な視点から検討・計画作成が行えるように多様なプレイヤーと交流する機会を設けること。

(活動目標)

- ・イノベーションに関する事業計画作成件数 4件以上
- ・多様なプレイヤーとの交流回数 5回以上

ウ 提案力向上支援

本事業にて作成した事業計画について提案する機会(場)を設けるとともに、提案に向けた各種支援を行うこと。

(活動目標)

- ・提案機会の提供回数 2回以上

(3) アンケート・モニタリングの実施

ア アンケートの実施

参加者の理解・満足度を把握・検証する目的で講座毎に実施すること

イ モニタリングの実施

全プログラム終了後、参加企業が本事業にて計画した事業について、継続検討に入っているか等の状況を確認すること

ウ ア・イについて、(4) 報告書に結果を記載すること

(4) 報告書の作成

講座の内容や実施中の様子、成果などを基に報告書（任意様式）を作成し、先端技術挑戦課へ提出すること

(5) スケジュール作成・進捗管理

契約締結後、20日以内に事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。

なお、スケジュールに関しては、常時進捗管理を行うとともに、必要に応じて適宜修正を行うこと。また、月一回程度県および受託者にて定例ミーティングを実施すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月17日までとする。

5 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

7 その他業務実施上の条件

(1) 関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(2) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。

(3) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様と

する。

- (5) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。
- (6) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、先端技術挑戦課との連絡調整を行うこと。連絡調整を行うにあたり、県が指定する LINEWORKS 又は受託者が希望する LINEWORKS に準ずる連絡ツールを活用し円滑な連絡調整を行うこと。また、受託業務実施に当たっての打合せは、大分県庁又は遠隔会議システムを利用すること。